

仮称「宇部市成年後見制度利用促進基本計画」の策定（案）について

1 計画の概要

(1) 位置付け

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく成年後見制度利用促進基本計画（市町村に策定の努力義務）

(2) 計画期間

令和3年度～令和7年度（5年間）

(3) 記載内容

国の基本計画及び市の実情を踏まえ、市の取組の方向性を記載

〈参考〉

国基本計画（重点事項）
①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 安心して利用できる環境整備
④制度の利用促進に向けての取り組み 任意後見制度の利用促進等
⑤成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討
⑥成年被後見人等の権利請願に係る措置の見直し
⑦死後事務の範囲等の検討、見直し

2 これまでの市の主な取組

- ・令和元年度成年後見制度利用促進体制整備検討委員会での中核機関の設置等について協議
- ・令和2年4月1日 宇部市成年後見センターを開設

3 策定スケジュール（予定）

月	内 容
6月	15日～28日 市民モニターアンケート調査実施
8月	5日 第1回協議会開催
10月	【上旬】第2回協議会開催（素案の提示）
11月	パブリックコメント実施
12月	12月議会 文教・民生委員会報告 【下旬】第3回協議会開催（最終案の提示）
1月	計画策定・公表
2～3月	周知期間（関係機関・団体への配付及び概要説明ほか）

4 基本計画協議会の概要

司法関係団体、社会福祉等関係団体、障害者・高齢者家族会から幅広く選定。

（10 機関・団体）

区 分	所 属
医療機関（1機関）	宇部市医師会
司法等関係団体（3団体）	山口県弁護士会* 山口県司法書士会 山口県行政書士会
福祉関係団体（3団体）	山口県社会福祉士会 地域包括支援センター 障害者相談支援事業所
家族会（2団体）	在宅障害児者と家族を支援する会 認知症の人と家族の会山口県支部
民間協力団体（1団体）	宇部市民生児童委員協議会